

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	47	所管	厚労省	法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<p>年金福祉施設等の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的としている。</p> <p>「独立行政法人年金健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）において、同法の公布日から3年以内の政令で定める日（平成26年4月1日）に独立行政法人地域医療機能推進機構に改組されることとなった。</p> <p>新機構は、旧政府管掌健康保険や厚生年金の保険料財源により設置された社会保険病院等の運営を行い、救急医療・周産期医療・小児医療・災害時における医療・へき地医療やリハビリテーションその他地域において必要とされる医療機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としている。</p>						
沿革	<p>平成17年10月1日 機構設立</p> <p>平成22年8月11日 機構法改正により設置期間を5年間から7年間に延長</p> <p>平成23年6月24日 機構法改正により地域医療機能推進機構への改組が決定</p> <p>平成24年3月14日 改正機構法の施行期日が平成26年4月1日とされる</p>						
中期目標期間	平成17年10月～平成26年3月（8年6か月）						
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		4	4	4	4	[0]	(0)
常勤役員数		1	1	1	1		
非常勤役員数		3	3	3	3		
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		33	29	24	21	[0]	(16)
うち間接部門		6	6	5	4		
うち事業部門		27	23	19	17		
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		7 (1)	7 (1)	7 (0)	6 (0)		
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		103.7 (95.6)	99.8 (91.6)	117.9 (108.5)	— (—)		
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
国からの財政支出額の推移（百万円）	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算		
	一般会計（百万円）	—	—	—	—		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	特別会計（特会名）（百万円）	—	—	—	—		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	—	—	—	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	計	—	—	—	—	—	
支出額の推移（百万円）		118,244	25,046	29,113	34,321		
収入額の推移（百万円）		118,244	25,046	29,113	34,321		
国の財政支出/収入額（％）		—	—	—	—		
財務データ（平成24年度、百万円）	資産合計	96,819	うち流動資産	96,322			
	負債合計	1,280	純資産合計	95,539	うち利益剰余金（注）	112,229	

注 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入から事業運営に要する経費等を控除してなお剰余がある時は、その剰余の額を国庫納付することとされており、これまでの利益剰余金を含めた2,054億円の国庫納付を行っている

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	47	所管	厚労省	法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計(四捨五入)		29,113		
年金福祉施設等の譲渡又は廃止。 (独) 地域医療機能推進機構への改組に向けた準備。	・年金福祉施設等の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。 ・「独立行政法人年金健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）により、(独) 地域医療機能推進機構に改組することとなり、その改組に向けた準備作業。	29,113	国費	運営費交付金	—		
				施設整備補助金	—		
			自己収入	不動産等売却収入	—		
				運用収入	61		
				雑収入	4,783		
				前年度繰越金	24,268		
			合計				
			国費				
			自己収入				
			合計				
			国費				
			自己収入				
			合計				
			国費				
			自己収入				

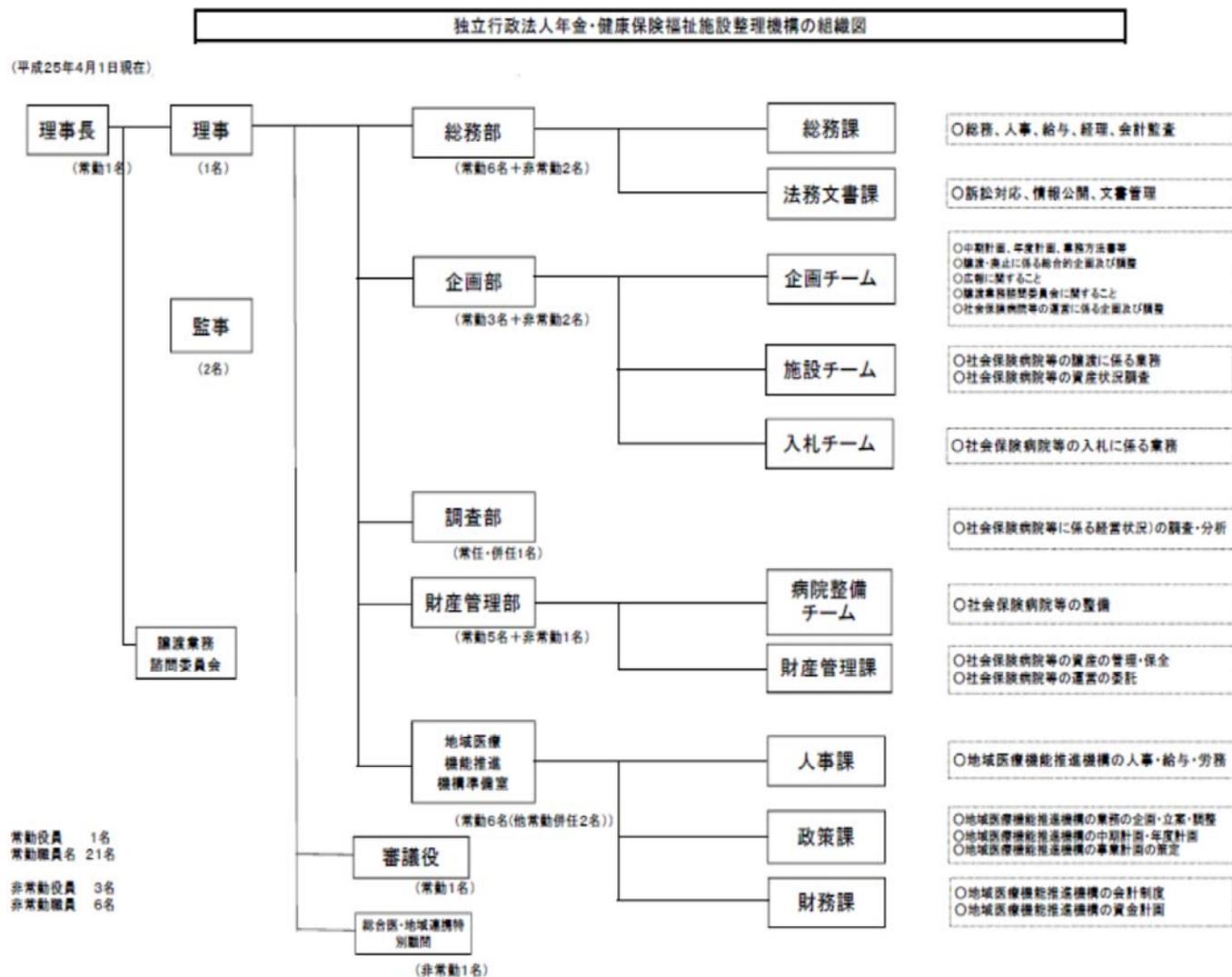
○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
		該当なし		

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	47	所管	厚労省	法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



①本部 千葉県船橋市海神町西1丁目1042番地2

②サテライト 東京都港区高輪3-2-2-12

No.	47	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

当法人は、年金福祉施設等の譲渡等を行うことにより、厚生年金事業等の適切な財政運営に資することを目的としており、厚生労働省の政策体系の基本目標9内の「施策目標1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること」に資する。
病院等を除く年金福祉施設等（300施設）については、譲渡が完了し（売却額合計は2,221億円）、当法人が目標としてきた時価を上回り売却すること及び出資価格を毀損しないことを達成。

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

年金福祉施設等の売却というRF0の業務を遂行するに当たって、国で業務を担う場合と比較して、民間のノウハウも活用することができ、年金保険事業等の財政運営に資するという法人の目的をより効果的に達成することができたと考えられる。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
		該当なし

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	該当なし		

②①以外の業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
	該当なし		

No.	47	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>効率的な業務運営体制の確立を図っているところである。</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）の規定に基づき、病院（社会保険病院・厚生年金病院等）を直接経営する業務を主とする地域医療機能推進機構へ移行することとなっており、それまでに法人の在り方について検討する。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律に基づき、（独）年金・健康保険福祉施設整理機構は、（独）地域医療機能推進機構へ改組する。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	—
② 対応状況	—

No.	47	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律に基づき、（独）年金・健康保険福祉施設整理機構は、（独）地域医療機能推進機構へ改組する。

なお、現在病院等の運営については委託により行っているが、改組後は、病院等を運営する法人となるため、職員の適正配置や共同入札等の実施により、効率的な法人運営を実現していく。

No.	47	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

○ 病院事業を行うに当たっては、施設整備・機器整備等への投資のための費用を確保することが必要であり（特に当法人は運営費交付金を交付されないこととされている）、利益については幅広く法人の業務に充てることのできるようになるなど、利益処分については事業の特性を踏まえた方針としていただきたい。

○ 独立行政法人の総人件費については閣議決定で削減する方針が示されているが、この方針にしたがった場合、医師・看護師等の人材確保に支障を来すことが考えられる。これについても事業の特性を踏まえた方針としていただきたい。

○ また、給与水準の対国家公務員指数について、医師は国の医療職（一）職員と比較することとされているが、これについても事業の特性を踏まえた制度設計についてご配慮いただきたい。